

## 串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、先進的なゼロカーボンの取組みを行う事業者に対し、予算の範囲内において串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に掲げる補助対象事業のいずれか又は複数を行う事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者は、補助の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、CO<sub>2</sub>削減の効果が見込まれるものとする。

- (1) 事業所における更新又は改修時のネット・ゼロ・エネルギー・ビル化事業
- (2) 次世代自動車（EV/PHEV/FCV）又はEVステーション導入事業
- (3) 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行が出来る事業
- (4) 食料・農林水産業の生産力向上及び持続性の両立出来る事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助基準額の合計（千円未満切捨て）とする。ただし、1事業者あたり150万円を上限とする。

2 補助対象経費は、別表の補助対象事業に係る事業費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、国県等の補助金等がある場合は、国県等の補助金等を差し引いた後の額とする。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までに、串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付決定通知書(別記様式第2号)を申請者へ通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金事業実績報告書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) 事業が完了したことが分かる書類

(4) 事業に係る請求書(写し)又は請求額が分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金等交付確定通知書(別記様式第4号)により速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による補助金の交付確定を受けた者は、速やかに串間市先進的ゼロカーボン推進事業補助金交付請求書(別記様式第5号)を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及びに補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定又は交付確定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

事業内容	補助基準額
（1）事業所における更新又は改修時のネット・ゼロ・エネルギー・ビル化事業	
① 事務所・店舗等を改修する際のネット・ゼロ・エネルギー・ビル化	事業費の1／2
（2）次世代自動車（EV/PHEV/FCV）及びEVステーション導入事業	
② 事業者の次世代自動車新規購入	1台あたり30万円
③ EVステーションの設置（市民が利用できる場合に限る。）	事業費の1／2
（3）資源循環の高度化を通じた循環経済への移行が出来る事業	
④ 汲み取り便槽・単独浄化槽からの環境配慮型合併浄化槽への転換	5人槽 332千円 7人槽 414千円 10人槽以上 548千円 ※単独浄化槽からの転換で単独浄化槽を撤去する場合は、上記の額に90千円を加算する。
（4）食料・農林水産業の生産力向上及び持続性の両立出来る事業	
⑤ 廃棄物を堆肥、土壌改良材等に利用する先進的新規事業	事業費の8／10
⑥ 温室効果ガスを利用した先進的新規事業	事業費の1／2